

目次

第1章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	計画の構成	2
第 4 節	各機関の実施責任	2
第 5 節	町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 6 節	町の自然的・社会的条件	11
第 7 節	青森県の主な活断層	13
第 8 節	災害の記録	14
第 9 節	地震による被害想定	14
第 10 節	災害の想定	14

第2章 防災組織

第 1 節	三戸町防災会議	15
第 2 節	三戸町災害対策本部	16
第 3 節	動員計画	28

第3章 災害予防計画

第 1 節	調査研究	31
第 2 節	防災業務施設・設備等の整備	32
第 3 節	防災情報ネットワーク	37
第 4 節	自主防災組織等の確立	38
第 5 節	防災教育及び防災思想の普及	40
第 6 節	企業防災の促進	43
第 7 節	防災訓練	44
第 8 節	避難対策	46
第 9 節	火災予防対策	49
第 10 節	水害対策	51
第 11 節	土砂災害対策	53
第 12 節	建築物等対策	54
第 13 節	都市災害対策	55
第 14 節	避難行動要支援者等安全確保対策	56

第 15 節	防災ボランティア活動対策	5 8
第 16 節	積雪期の地震灾害対策	5 9
第 17 節	文教対策	6 0
第 18 節	警備対策	6 2
第 19 節	交通施設対策	6 3
第 20 節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	6 4
第 21 節	危険物施設等対策	6 9

第4章 災害応急対策計画

第 1 節	地震情報等の収集及び伝達	7 3
第 2 節	情報収集及び被害等報告	7 7
第 3 節	通信連絡	8 1
第 4 節	災害広報・情報提供	8 6
第 5 節	避難	8 8
第 6 節	消防	9 4
第 7 節	水防	9 5
第 8 節	救出	9 6
第 9 節	食料供給	9 7
第 10 節	給水	1 0 3
第 11 節	応急住宅供給	1 0 5
第 12 節	遺体の搜索、処理、埋火葬	1 0 6
第 13 節	障害物除去	1 0 9
第 14 節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	1 1 1
第 15 節	医療、助産及び保健	1 1 3
第 16 節	被災動物対策	1 1 5
第 17 節	輸送対策	1 1 6
第 18 節	労務供給	1 1 7
第 19 節	防災ボランティア受入・支援対策	1 1 9
第 20 節	防疫	1 2 0
第 21 節	廃棄物等の処理及び環境汚染防止	1 2 3
第 22 節	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	1 2 4
第 23 節	金融機関対策	1 2 5
第 24 節	文教対策	1 2 5
第 25 節	警備対策	1 2 8
第 26 節	交通対策	1 2 9
第 27 節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	1 3 0

第 28 節	石油燃料供給対策	1 3 3
第 29 節	危険物施設等災害応急対策	1 3 4
第 30 節	相互応援協定等に基づく広域応援	1 3 7
第 31 節	自衛隊災害派遣要請	1 3 8
第 32 節	県防災ヘリコプター運航要請	1 4 2

第5章 災害復旧対策計画

第 1 節	公共施設災害復旧	1 4 6
第 2 節	民生安定のための金融対策	1 4 8
第 3 節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	1 4 9